

# 審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法施行規則 ( 1 3 - 3 )
根 拠 条 項 : 第 3 0 条 の 1 3 第 1 項
処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の再交付
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第 3 0 条 の 1 3 第 2 項 (運転経歴証明書の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 1 4 日
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が 2 1 日です。